

事 業 主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合
理事長 藤 田 力

日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成 30 年 8 月 29 日付、標記について厚生労働省保険局保険課長より通知があり、この通知に基づき当組合においても平成 30 年 10 月 1 日より認定事務の取り扱いが変更となります。
今後申請の際は、下記変更点にご留意いただくとともに、変更された内容の取り扱いについて被保険者各位へ広報いただきますようよろしくお願いいたします。
なお、今回の変更点以外は従来通りの取り扱いとなりますのでご承知ください。

記

1. 身分関係の確認

世帯全員の続柄の省略のない住民票の添付により被保険者との身分関係を確認します。
但し、同一世帯の場合で、妻及び実子の認定については事業主が上記書類等により被保険者との身分関係を確認したうえで、別添「被保険者との身分関係についての証明書」を添付することにより住民票の添付は省略可能です。

2. 生計維持関係の確認

認定対象者の年間収入を公的証明書等で確認します。(下記参照)

認定対象者の状況	確認書類
① 給与収入がある場合	勤務先から発行された収入証明書
② 退職した者の場合	雇用保険被保険者離職票の写し
③ 雇用保険の失業給付受給中又は受給終了者の場合	雇用保険受給資格者証の写し
④ 公的年金等を受給中の場合	年金受給額が確認できる直近の改定通知書又は振込通知書等の写し(名前が確認できるもの)
⑤ 自営業による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書の写し(収支内訳書も必要です)
⑥ 上記①～⑤に加えて他に収入がある場合	①～⑤の確認書類及び課税(非課税)証明書
⑦ 上記①～⑥に該当しない場合	課税(非課税)証明書

なお、認定対象者が学生又は 16 歳未満の者である場合は原則書類の添付は必要ありません。

3. 被保険者と認定対象者が同一世帯に属していない場合の生計維持関係の確認

仕送りが手渡しの場合、原則認められませんので、下記いずれかの書類の添付により、認定対象者の年間収入が被保険者からの仕送り額より少ないことを確認します。

- ・仕送りが振込の場合は預金通帳等の写し（振込者、振込先双方が明らかであること）
- ・仕送りが送金の場合は現金書留の控え（写し可）

新規取得者及び別居開始により初回の仕送りがされていない場合、申立てで認定を行うことが認められないため、初回の仕送りがなされた時点で添付書類により仕送りの事実を確認したうえで要件を満たしていれば認定できるものとします。

また、仕送り回数及び各回の仕送り予定額の報告をして頂き、今後1年間で生計維持に必要な程度の金額であれば可としますが、その後の被扶養者に係る確認時において、改めて実績に基づく回数及び金額を確認し、生計維持が確認できない場合は当該事実が確認できなくなった時点に遡って削除します。

- ※ 今年の被扶養者検認は従来通りの取り扱いでしたが、来年以降の検認においては別居の仕送りが申立てでは認められないため、振込や送金の確認書類を添付できるよう該当被保険者にお知らせくださるようお願いいたします。

被保険者との身分関係についての証明書

下記の者の被扶養者の認定において住民票記載事項証明書等により被保険者との身分関係を確認しました。

被保険者番号 _____

被保険者氏名 _____

被扶養者の氏名	続柄

年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

㊞